

いじめの未然防止等にかかる学校体制及び年間計画(招提小学校)

1. いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していきます。そのためには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活できていることが必要です。しかし、ひとたび子どもの集団の中に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失い、いじめを生み出す要因となり、子どもの健やかな成長を妨げる場となってしまいます。

そのため、子どもの成長の場として大きな役割を担っている学校・家庭・地域において、次に示すようないじめ防止のための基本的な考え方を共有しておくことが大切です。

- 誰もが、いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません(発達支持的生徒指導)。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが重要です。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。
以上のような取組に加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。

2. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもたちが主体の、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。
- 子どもたちの背景は多様であり、学級や部活動などその子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設や小学校からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行います。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会・家庭・地域・関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOS のキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止及び早期発見に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(3) 保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもたちの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもたちが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

(5) 教育委員会の役割

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導を学校や関係機関と連携し、迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む学校の支援を行います。

3. 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法第13条の規定に基づき、国及び本市の基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「招提小学校基本方針」として定めます。

「招提小学校基本方針」には、管理職・生徒指導主事（主担者）・学級担任等の役割を明示するとともに、いじめ防止等のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定め、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の内容を盛り込みます。

また、策定した「招提小学校基本方針」は、その内容を各年度の開始時に子どもたちや保護者、関係機関等に周知するとともに、各学校の教育計画やホームページに掲載するなど、広く周知を図ります。

「招提小学校基本方針」を作成するにあたっては、子どもたちとともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、子どもたちの意見を取り入れるなど、いじめ防止等について子どもたちの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

法第22条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。なお、複数の教職員については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員などから選任します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を求めることで、さらに効果的な

組織となります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。

さらに、個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たっては、子どもたちに最も接する機会の多い学級担任が参画します。

なお、いじめに対する早期対応のために、機動的に動ける初動体制を組めるよう、柔軟な運営規則を定めます。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

等が考えられます。

また、「いじめ防止対策委員会」は、「招提小学校基本方針」が、PDCAサイクルにより、当該学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

(3) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解できるよう努めます。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることのない、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるとともに、子どもたちが主体的に話し合う機会をつくることができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が予防的な関りを持つことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が可能になります。

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

アンケート結果や「ぼーちの心の可視化」、周りの子どもたちの様子などからは、いじめの有無を判断するだけで

なく、子どもたちの学校生活への適応状況や、SOSを発信できないでいる子どもの困り感の把握に努めます。

教職員は、子ども同士のトラブル事案として対処した場合であっても、その背景にはいじめの疑いがあるとの認識をもって、学校組織全体で情報共有ができるよう、いじめ防止対策委員会への報告を行います。

管理職は、その報告が適切になされているか、報告漏れはないかの確認を行い、OJTや定期的な点検を通じて教職員の対応力の向上を図るとともに、相談を受けた際の相談記録を作成・保管します。

③いじめに対する措置

いじめを認知した場合、もしくは、いじめの疑いを認知した場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、暫定的に当該委員会の方針に基づき、まずは、正確な実態把握を行います。また、正確に把握した実態に基づいて、当該委員会を開催し、単に謝罪をもっていじめの解消とするのではなく、その背景について、関係者により分析を行い、対処方針を決定します。

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、状況や心情を聴き取り、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

いじめの正確な実態把握に向けては、専門家と情報を共有し、聞き取りにあたっての注意点について助言を受けるとともに、いじめを受けた子どもの心のケアやいじめを行った子どもの成長支援が適切に行えるよう、専門家の知見を活用します。

聞き取りにあたっての注意点としては、「まずは子どもの言い分を聴くことが大事」との認識のもと、聞き取りが指導にならないよう留意する、複数の教職員で対応する、複数の子どもたちへの聞き取りは個別にかつ可能であれば同時に行う、子どもたちの証言が相反するときは、他の子どもに裏付けの聞き取りを行うなどが考えられます。

また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

学校は、いじめは単に謝罪をもって安易に解消するものではないことを認識し、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。いじめ防止対策委員会の会議録及び支援・指導の経過記録を作成・保管します

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

④いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

(4) 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

いじめ重大事態の調査に際して、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。

- ①いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか
- ②体験したり目撃したりした事実なのか、他から聞いた間接情報なのか
- ③目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要です。

また、記憶は、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終える必要があります。そのため、目撃者も含めて聴き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておく必要があります。

そして、事実と争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合があります。そのような場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす必要があります。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日頃の言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話し方などからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったのか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、その内面を理解するよう努める必要があります。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面を理解できるよう、教職員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくことが必要です。

①調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としています。日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握しなければなりません。さらに、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組みます。

また、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応しなければなりません。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府を通じて国に報告します。

調査を開始したときはその旨を、学校は教育委員会に、教育委員会は大阪府を通じて国に報告します。

③ いじめに対する措置

教職員による日常の観察・指導はもとより、毎月、教員が自らの観察・指導をふりかえるシートを作成して情報交流を行うとともに、毎学期、児童に尋ねる学校生活アンケートを行い、アンケート後に教育相談期間を設けていま

す。

いじめの兆候に気づいたら、必ず複数の教員で対象となる児童や希望する児童と速やかに 面談を行い、必要に応じて保護者との面談も行います。（なお、教育相談や面談等で得られた児童等の個人情報については、プライバシーに十分配慮した上で、関係機関に適切な情報提供を行う必要が生じる場合があります。）

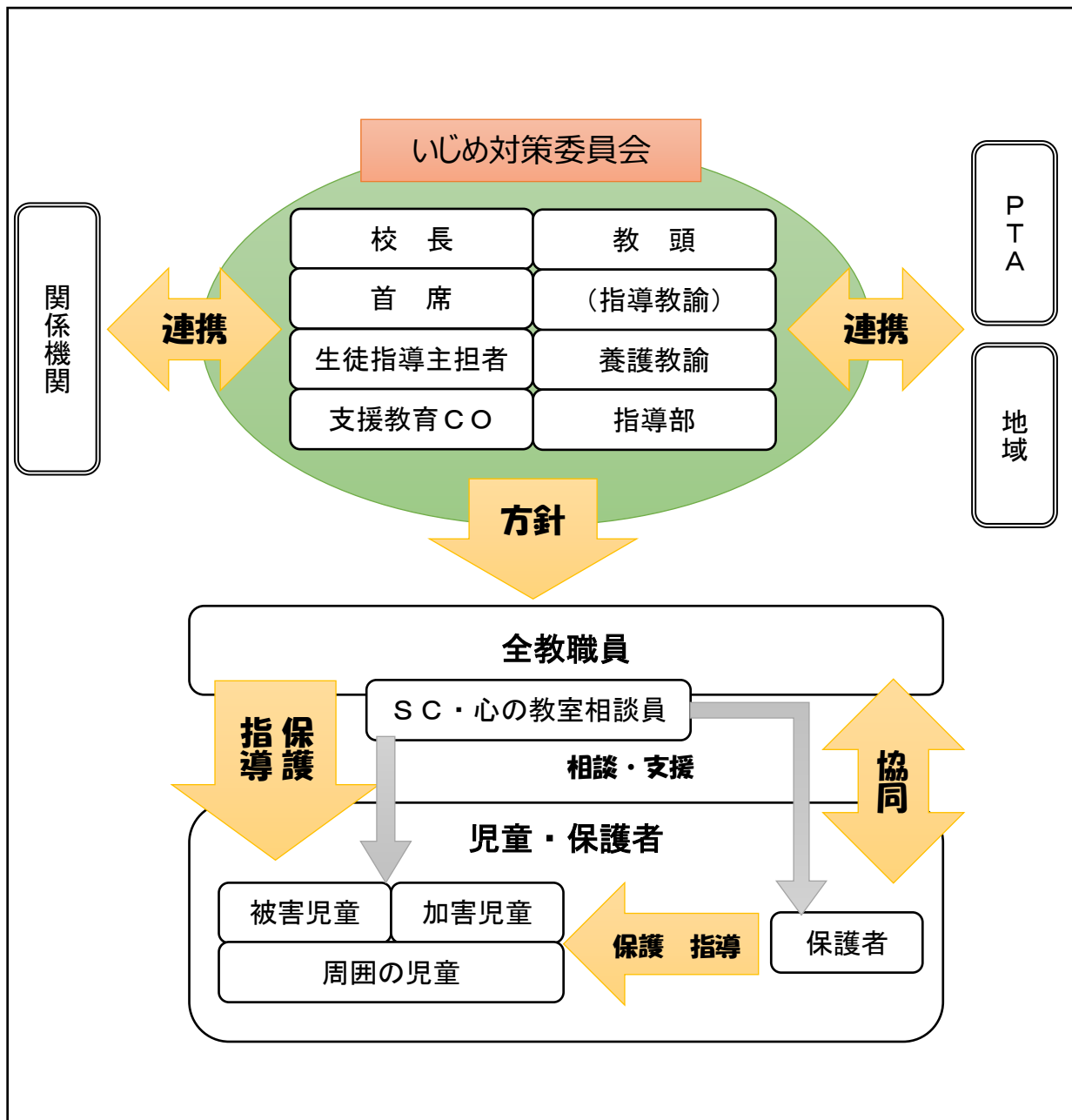
面談後、いじめ対策委員会において事実確認に基づき対応方針の決定、役割分担・チーム編成を行い、全教職員によるいじめの認知と共通理解のもと、保護者と協同して関係する児童の保護・指導に取り組みます。

また、児童の生命に関わるような重大事態については、教育委員会の指導のもと、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他必要な関係者に協力を依頼して、次のとおりに対処します。

4. 年間計画

通年	*あいさつ運動	*人権全体会(情報交換・共通理解)【月1回】 *生指交流会【週1回・金曜日】 *スクールカウンセラー(SC)【月1回】 *心の教室相談開室【週1回・火曜日】 *ケース会議【随時】
4月	*学級・学年目標づくり *家庭訪問	*保護者・児童への相談窓口周知 *引き継ぎ会(生徒指導・人権) *教職員研修(いじめ・体罰)
5月	*学校探検〔1・2年交流〕 *校外学習〔1～4,6年〕	*第1回いじめ対策委員会 〔年間計画の確認、問題行動調査結果の共有〕
6月	*宿泊学習〔5年キャンプ〕 *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施
7月	*保護者との個人懇談会 *「夏休みの過ごし方」プリント配付	*学校を良くするためのアンケート・児童相談 *教職員研修〔いじめ・体罰・児童虐待等〕 *第2回いじめ対策委員会 〔アンケート集約、状況確認、情報共有〕
8月 9月	*2学期の学級目標づくり	
10月	*運動会 *校外学習〔1～5年〕	*学校を良くするためのアンケート・児童相談
11月	*修学旅行・報告会〔6年〕 *山田池オリエンテーリング *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*第3回いじめ対策委員会 〔アンケート集約、状況確認、情報共有〕 *アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施
12月	*保護者との個人懇談 *「冬休みの過ごし方」プリント配付	*教職員研修〔生徒指導・いじめ等〕 *学校を良くするためのアンケート・児童相談
1月	*3学期の学級目標づくり	*第4回いじめ対策委員会
2月	*生活習慣振り返りカード	〔アンケート集約、状況確認、情報共有、年度末反省〕
3月	*学年のまとめ *「春休みの過ごし方」プリント配付	

いじめ防止のための学校体制



重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

いじめ対策委員会

〔学校に設置〕

<構成員>

- 学校の複数の教職員【心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等】

教育委員会が主体で調査

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等
※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告